

新潟県小学生バレーボール連盟規約

第1章 名 称

第 1 条 本連盟は、新潟県小学生バレーボール連盟と称する。

第2章 目 的

第 2 条 本連盟は、新潟県における小学生バレーボール団体を統轄し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

第3章 事 業

第 3 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 小学生バレーボールの競技大会の開催
2. 小学生を対象とするバレーボール教室の開催
3. 小学生バレーボールに関する指導者の育成と指導者講習会・研修会の開催
4. 小学生バレーボールに関する競技規則及び施設用具の調査研究
5. 小学生バレーボールに関する審判員の養成と審判講習会・研修会の開催
6. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4章 組 織

第 4 条 本連盟は、新潟県内所在の小学生バレーボール加盟団体及び第2条の趣旨に賛同するもので組織し、新潟県バレーボール協会の傘下に属する。

第 5 条 本連盟に次の支部を置く。

下越支部 新潟支部 県央支部 長岡支部
柏崎支部 上越支部 佐渡支部

第 6 条 本連盟の事務局は、理事長の定めるところに置く。

第5章 役 員

第 7 条 本連盟には、次の役員を置く。

会 長	1 名	理事長	1 名	理 事	若干名
副会長	若干名	副理事長	若干名	監 事	若干名

ほかに名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第 8 条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第 9 条 会長及び副会長は、理事会で推薦する。

2 会長は、本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、その職務を代行する。

第 10 条 理事長及び副理事長は、理事の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。

2 理事長は、業務を処理執行する。緊急事項については、理事長が専決執行することができる。この場合は、次期理事会で承認を得るものとする。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、その職務を代行する。
- 第 11 条 理事は、支部選出理事及び会長指名理事とし、その総数は25名以内とする。
- 2 支部選出理事は、各支部3名以内とし、会長が委嘱する。
- 3 会長指名理事は、会長・副会長及び理事長で人選し、会長が委嘱する。
- 4 理事は、理事会の構成員となる。
- 第 12 条 監事は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- 2 監事は、会計を監査する。

第6章 理事会

- 第 13 条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び理事をもって構成する。
- 2 理事会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。
- 4 理事会は、本連盟の重要事項を審議する。

第7章 委員会

- 第 14 条 本連盟は、必要に応じ、委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、本連盟の事業を遂行するために必要な事項を分担し、理事会の承認を得て処理執行する。
- 3 委員会には、次の役員を置く。
- 委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名

第8章 加盟登録

- 第 15 条 本連盟の加盟登録については、別に定める。

第9章 会計

- 第 16 条 本連盟の経費は、次のものをもってあてる。
1. 新潟県バレーボール協会及び公共団体から交付される補助金
 2. 日本小学生バレーボール連盟からの助成金
 3. 事業収益
 4. 寄付金
 5. その他
- 第 17 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 18 条 本連盟の予算は、理事会の承認を得なければならない。また、決算は監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

本連盟の規約は、昭和60年4月1日から施行する。

平成14年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

内 規

(事務局)

第 1 条 第 6 条に規定する事務局は、新潟市江南区川根町 5-6-10 に置く。

(預金口座)

第 2 条 本連盟の予算執行するため、金融機関に預金口座を設けることができる。

2 預金口座の金融機関は、理事長が定めるところとし、口座名義は次の通りとする。
新潟県小学生バレーボール連盟 会計 ○○○○

3 預金通帳の管理は、理事長が責任をもって行う。

(出納事務)

第 3 条 出納事務は、理事長から委任された会計担当者が行う。

(経理事務)

第 4 条 経理事務は、事務局会計担当が行い、第 1 8 条に規定する監査に必要な関係書類を整備作成する。

(内規の改廃)

第 5 条 本内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

本連盟の内規は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 3 年 4 月 1 日一部改正。

平成 2 7 年 4 月 1 日一部改正。